

# 募集型企画旅行条件書（海外）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2 募集型企画旅行

(1)この旅行は、株式会社オール(神奈川県横浜市港南区野庭町104-4第二大寿マンション10D 観光庁長官登録旅行業第2143号(第1種))以下「当社」といいます。)が、お客様の募集のため、予め、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。

(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット等、本旅行条件書、ご出発前に交付する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)等によります。当社約款は当社ホームページ(https://all-travel.jp)からご覧いただけます。

(3)当社は、お客様が当社で定める旅行日程に従って運送・宿泊期間その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができます。当社が旅行契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金のお支払いをさせていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社は予約はなかったものとして取り扱わせて頂く場合がございます。

## 3 旅行のお申込み

(1)お申込みは、当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。

(2)当社は電話、ファクシミリ、インターネット、Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、旅行契約は、予約の時点で成立しております。当社が旅行契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金のお支払いをさせていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社は予約はなかったものとして取り扱わせて頂く場合がございます。

(3)申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また第7項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払戻します。

旅行代金の額	お申し込み時の申込金の額
50万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで
30万円以上 50万円未満	60,000円以上旅行代金まで
15万円以上 30万円未満	40,000円以上旅行代金まで
15万円未満	30,000円以上旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(4)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合は、当社はおお客様の承諾を得てお客様がキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配致します。この場合でも当社は申込金を「お預り金」として受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申出があった場合、又は結果として予約が出来なかった場合は、当社は当該お預り金を全額払い戻します。

## 4 団体・グループ契約

(1)当社は、同行日程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

(2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者のうち「構成者」といいます)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間で行います。

(3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出して頂きます。

(4)当社は、契約責任者が構成者に対して現払い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5 申込条件

(1)お申込み時点で未成年の方は、法定代理人(親権者等)の同意が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のため、コースによりご参加をお断りさせていただく場合、同伴者の同行等を条件とさせていただきます場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部内容を変更させていただきます場合があります。

(2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方等で、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地情報や関係機関の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者又は同行係員を同行等を条件とさせていただきますため、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。

(4)お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

(5)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様の自己負担となります。

(6)お客様の都合により別行動は原則としてできません。ただし、当社が手配旅行契約で別途料金をお支払い頂く条件でお受けすることもあります。

(7)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。

(8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げられるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(9)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(10)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(11)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

## 6 契約書面と最終旅行日程表の交付

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面はパンフレット等、本旅行条件書等により構成され、インターネット等の通信手段によるお申込みの場合、当社のホームページ上の表示をもって交付したものとみなします。

(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までに交付します。また、最終旅行日程表の交付前であつてもお問合せいただければ当社は、手配状況について説明いたします。

(3)当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終旅行日程表)に記載するところに特定されます。

## 7 お支払対象旅行代金

(1)お支払い対象旅行代金(以下「旅行代金」といいます)とは、パンフレット等に旅行代金として表示した金額に追加代金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差し引いた金額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(2)追加代金、割引代金とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。

### (ア)追加代金

- a お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
- b ホテル又はお部屋の等級アップ等(アップグレード)追加代金
- c グリーン車追加代金等と称する列車、航空機等の使用座席等級変更による追加代金
- d 食事なしプラン、観光なしプラン等を基本とする場合の食事つきプラン、観光つきプラン等への変更のための追加代金
- e 延泊プラン等と称する延泊のための追加代金
- f その他〇〇プラン、〇〇追加代金とパンフレット等に記載した追加代金

### (イ)割引代金

- a トリプル割引代金等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
- b 子供割引代金等年齢その他の条件による割引代金
- c その他〇〇割引代金とパンフレット等に記載した割引代金

## 7 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(以下「基準日」といいます)にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

8 旅行代金に含まれるもの  
(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水増しの異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります)を含みません)またパンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス席、鉄道は普通車を利用します。

(2)空港、駅、港と宿泊機関との送迎(バス代金(旅行日程にお客様負担と明記したる場合)を除く)

(3)入代金・ガイド代金・入場料等の観光代金  
(4)宿泊代金及び税・サービス料金  
(5)食事代金及び税・サービス料金

(6)手荷物の運搬料金(お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お一人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください)ただし、航空会社の受託手荷物料化に伴い一部含まれない場合があります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また一部は空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬頂く場合があります。)

(7)添乗員同行するコースの添乗員同行代金  
(8)その他パンフレット等に含まれる旨明示したのもの  
(9)旅行代金に含まれないもの

前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一文は以下に例示します。  
(1)渡航手続委託経費(旅券・査証の取得代金、予防接種料金、渡航手続代行に対する旅行業取扱料金等)  
(2)日本国内における自宅から集合・解散場所までに交通費・宿泊費等

(3)日本国内の空港税、出国税及びこれに類する諸税  
(4)旅行日程中の空港税・出国税及びこれに類する諸税  
(5)運送機関の課する付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)

(6)超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)  
(7)クリーニング代、電話番号代、ホテルのボーイ・メイド等に対する手付け、その他追加飲料等個人別の諸経費及びそれに伴う税・サービス料

(8)傷害・疾病に關する医療費等  
(9)お客様が旅行に参加されるオプションツアー(別途料金小旅行)の料金  
(10)「〇〇料金」、「〇〇追加代金」及びパンフレット等に記載した追加代金

## 10 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にやうい運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図らねばならぬときは、お客様にあらからじめ速やかに当該事由が当社に発生し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11 旅行代金の額の変更  
当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切ありません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、お客様に旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。

(2)当社は、(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。  
(3)旅行内容が変更されたとき、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第10項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人数に当社により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合は、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところより旅行代金を変更します。

## 12 お客様の交代

(1)お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入の上取消料同等の手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合があるときは、お客様を交代をお断りする場合があります。

(2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社が、地位の譲渡を承諾し手数料を受理した時に効力を生ずるものと、以後、旅行契約上の地位を譲りつけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。

## 13 旅行契約の解除・払戻し

### (1)旅行開始前

#### ①お客様が解除権

A お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けします。旅行のお申込み時に営業時間等をお客様自身でもご確認ください。

I お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- a 第10項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項別表左側に掲げるもの、その他重要なものである場合に限りです。
- b 第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- d 当社がお客様に対し、第6項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- e 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従って旅行実施が不可能となったとき。

I 当社は本項(1)①A、Iより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料で差し引き、払戻しを致します。取消料が申込金で賅えない時は、その差額を申受けます。

### ②取消料

1.本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(事項に掲げる憲徳契約を除く)

解除期日	取消料(お一人様)	
	特定日に開始する旅行	特定日以外に開始する旅行
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に31日目に当たる日まで	旅行代金の10%	無料
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(八及び二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%	
ハ.旅行開始日の前々日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%	
ニ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%	

## 2.PEX運賃等を利用する旅行※1,2

解除期日	取消料(お一人様)
イ.旅行契約締結後に解除する場合(下記を除く)	旅行契約解除時の航空券取消料等の差額
ロ.旅行開始日の前々日以降に旅行開始日の当日まで(八に掲げる場合を除く)	上記または旅行契約解除時の航空券取消料等のいずれか大きい額
ハ.旅行開始日の前々日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の100%

## 3.貸切空港機(チャーター便)を利用する募集型企画旅行契約

解除期日	取消料(お一人様)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(八及び二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ハ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く)	旅行代金の80%
ニ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

特定日:4/27~5/6,7/20~8/31,12/20~1/7  
特定期間、特定コースにつきましては別途パンフレット等に定めるところによります。

※1日本発着時の航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する場合、パンフレットに当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に関して別途料金を定める取消料手数料、違約金、払戻手数料その他の航空運送約款の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に、出発日より前日まで適用。  
※2航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合に発券した航空券の運賃明細を確認することを希望するお客様は、当社にお申出ください。上記航空会社の取消料条件はそれぞれのお客様のウェブサイトでご確認いただけます。

4.本邦出国時及び帰国時に船舶を利用するコース  
当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に記載します)。

5.日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行であつて、契約書面上にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるコースはパンフレット等に記載する取消料によります。

## ②当社の解除権

A お客様が第7項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加されない意思がないものとお認め、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

I 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

a お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。

